

令和8年度沖縄県広報誌制作等委託業者選定企画プロポーザル実施要領

1 目的

県民との間に良好な信頼関係を築き、その理解と協力に基づく開かれた行政を運営するためには、県政情報を県民に提供する必要がある。その手段の一つとして広報誌面を通じ、県の重要施策や主要事業等について広報活動を行っている。

広報誌の制作等に当たっては、県民により分かりやすい内容とするため、専門知識やノウハウを有する業者に委託することが望ましいと考えられることから、企画プロポーザルを行い、企画内容や表現技術等を審査することにより、当該事業の目的や内容を着実かつ効果的に遂行できる業者を選定する。

2 企画プロポーザルの課題

「県民にわかりやすい、楽しく、親しめる県政情報誌」

- (1) 中学生から高齢者まで、幅広い年齢層の県民等に読みやすい広報誌とする。
- (2) 堅いイメージを持たれがちな県政の制度や行事・施策等について、イラスト、写真、図表を用いるなどデザインを工夫し、わかりやすく県民等が親しめる広報誌とする。

3 作業スケジュール（予定）

- 令和8年2月19日（木） 公告
- ” 3月4日（水） 参加表明書等の提出期限
 - ” 3月5日（木） 参加業者決定の通知
 - ” 3月11日（水） 企画書の提出期限
 - ” 3月13日（金） 参加業者決定通知
 - ” 3月18日（水） プレゼンテーション・審査会の実施
 - ” 4月1日（水） 契約
 - ” 4月24日（金） 5月号の納品日
 - ” 5月1日（金） 5月号発行

4 参加申込書等の提出

- (1) 期 限 令和8年3月4日（月）16時《時間厳守》
- (2) 提出先 沖縄県知事公室広報課（県庁5階）担当：喜屋武
- (3) 提出物 ①参加申込書（様式1）
 - ②制作体制
 - ア 制作体制等状況調書（様式2-1）
 - イ 実施体制図（任意様式）※共同企業体の場合のみ
 - ウ 共同企業体協定書（様式2-2）※共同企業体の場合のみ
 - ③同種・同規模の履行実績

- ア 同等の刊行物の発行（様式 3-1）
- イ 同等の刊行物の広告業務（様式 3-2）
- ④会社概要（任意様式、パンフレットでも可）
- ⑤誓約書（様式 5）

5 企画書等の提出

- (1) 期限 令和 8 年 3 月 11 日（水） 16 時 《時間厳守》
- (2) 提出先 沖縄県知事公室広報課（県庁 5 階）担当：喜屋武
- (3) 提出物 企画書 7 部（下記 7 参照）
見積書 7 部（原本は 1 部でもよい。）

6 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 18 日（水） ※日時、順番等は決定通知に記載する。
 - プレゼンテーション 10：20～11：30
次の時間帯に各々 20 分間（プレゼンテーション 10 分間、質疑応答 10 分間）で行うこと。
各プレゼンテーション間に 5 分間のインターバルを設ける。
ア 10：20～ （業者 A）
イ 10：45～ （業者 B）
ウ 11：10～ （業者 C）
 - 審査会 11：30～11：40
- (2) プレゼンテーションを行う順番及び場所は後日連絡する。
- (3) 提出された企画書に基づいて説明すること。
※ 企画プロポーザルへの参加を辞退する業者が生じたなどの場合、プレゼンテーションの開始時刻を繰り上げる場合がある。また、日時、順番等は決定通知に記載する。

7 企画書の体裁等

- (1) 原則として、A 4 版、縦、右綴りとする。（A 3 版（中折り）、横向きを組み合わせるなど、適宜、工夫すること。）

8 企画書の内容等

- （別紙 1 「令和 8 年度県広報誌「美ら島沖縄」 ページ構成（案）」参照）
- (1) 企画の内容（提案数は各 1 案とする。）
- (2) ①～④について、具体的にイメージが分かる見本品を提出すること。

① 表紙デザイン

誌面：A 4 版縦

- a. タイトル名は「美ら島沖縄」とし、文字もデザインすること。
- b. タイトル名に「ちゅらしまおきなわ」という読み仮名を付すこと。
- c. ラック等に立てた際でも、沖縄県の広報誌であることがわかるようにレイアウトすること。
- d. フリーペーパーであることがわかるようにレイアウトすること。
- e. 表紙に写真を使用する場合、原則として未発表のものを用いること。被写体は人物ではなく物にすること。
- f. 2か月分を提案すること（月は問わない）。
- g. 表紙又は「県政フラッシュ」ページに目次を配すること。

② 「県政フラッシュ」レイアウト

誌面：A4版縦

- a. 県政フラッシュとして、4つのピックアップした行事を挿入すること（画像：大小各1点、文字：200字程度）。
- b. 令和8年2月号の3頁にある沖縄の人口・世帯の動き、QRコード（1点）、設置場所、公式 X（旧 Twitter）、公式 LINE を挿入すること。
- c. 表紙又は「県政フラッシュ」ページに目次を配すること。
※企画に掲載する県政フラッシュ及び県政日誌の記事は令和7年度（5月号から3月号まで）に発行した広報誌から選定すること。

③ 自由企画

誌面：A3版横（見開き）

- a. 一般紙やタウン誌等の一つ上をいく独創的な内容とすること。
- b. 県民がふるさと沖縄に誇りや愛着を感じ・深めることができるような内容、将来の輝かしい沖縄を展望するような内容とすること。
- c. コーナータイトル、年間掲載予定を提案すること。

④ 市町村について紹介する企画

誌面：A4版縦

- a. 一般紙やタウン誌等と競合しないような独創的な内容とすること。
- b. 市町村独自の取組みを紹介し、市町村と地域が協働で頑張っている姿を紹介すること。
- c. 市町村の魅力（観光、グルメ、特産品、自慢の品、独自の制度等）などを紹介し、読者の興味を引く内容とすること。
- d. 本島・離島を含めバランスよく取り上げること。
- e. コーナータイトル、年間掲載予定を提案すること。

⑤ 「美ら島沖繩」インスタマガジンとの連携

様式（任意）：A4

- a. インスタマガジンのターゲット層に合わせた運用、投稿用素材の制作について、仕様書に基づき方針及び概要等を提案すること。

⑥ 読者プレゼント関連業務

様式（任意）：A4

- a. 県事業への関心を高めるため、県の施策（事業）から開発された商品や表彰された商品など、県事業に関連した商品をどのように選定・調達するか、具体的な提案や商品例を記載すること。
- b. 応募はがき等の回収、データ入力、抽選、発送業務において、個人情報を適切に取り扱うための具体的な管理体制（施錠管理、運搬方法、データの消去等）を記載すること。
- c. 応募のとりまとめから、抽選、当選者への発送（発行日の翌月）、県への報告までの業務フローを提案すること。

⑦ 制作体制フロー図

様式（任意）：A4

- a. 制作・印刷・営業業務に安定的に対応できる人員を配置すること。
- b. 【様式 2-1】制作体制等状況調書で示したスタッフがどの役割を担うのか、制作の流れをフロー図化すること。

⑧ 作業スケジュール

様式（任意）：A4

- a. 年間を通じた県及び受託者の作業スケジュールを示すこと。

⑨ 追加提案

様式（任意）：A4

- a. 職員の業務負担軽減や「県民にわかりやすい、楽しく、親しめる広報誌」にするための効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

9 審査の方法

(1) 第一次審査（企画書審査）

参加申込みが4者以上ある場合、企画書を事務局（広報課）にて審査し、総合点数の高い方を上位として総合順位を決定し、上位3者を企画プロポーザルにおけるプレゼンテーション参加業者とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査員は、各参加者のプレゼンテーションにおける説明等を踏まえ、審査シートに得点を記入し、順位を決める。

イ 各審査員が付けた順位に基づき、協議した上、当該業務の優先交渉権者を決定する。

(3) 審査会の詳細は、別途定める審査会実施要領に基づく。

(4) なお、参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画書に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

10 プロポーザル評価項目

- (1) 企画力 20点 (実現性、継続性)
- (2) デザイン性 20点 (親しみやすさ、美しさ、新しさ)
- (3) 文章力 10点 (分かりやすさ、興味をもたせる表現)
- (4) 制作体制 10点 (制作・印刷業務に安定的に対応できる人員配置か)
- (5) 経費 5点 (内訳の見積額は妥当か)
- (6) 追加提案 5点 (県の作業負担を軽減する等の追加提案があるか)

11 見積金額 総額 16,204,100 円 (消費税込) の範囲内で見積もること。

但し、この金額は企画提案のため設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。

12 質問及び回答について

- (1) 質問方法 メールにより提出すること。(様式4)
- (2) 受付期限 令和8年2月27日(金)
- (3) 回答方法 期間中に提出のあった質問事項に対する回答を、令和8年3月3日(火)までに広報課のホームページ上に掲載する。

13 その他

- (1) 企画プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画案については、原則、プロポーザル審査終了後返却しない。
- (3) 令和8年度沖縄県広報誌制作等委託事業は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないものとする。
- (4) 採用予定となった企画案については、選定業者と協議の上、変更する場合がある。
- (5) 企画案を踏まえ、内容について毎号調整するものとする。
- (6) 成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までの権利)は県に帰属し、受託者は著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 積算の費目は、次のとおりとする。
 - ・直接人件費

- ・直接経費（謝金、旅費、消耗品費等）
 - ・一般管理費（（直接人件費）＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
 - ・諸経費（その他、業務内容により積算する必要がある場合は根拠基準を明記のうえ積算すること。）
- (8) 取材、撮影など制作に係る経費、読者プレゼントの調達・発送に係る経費及び広告確保に係る経費を含む。
- (9) 広告部分について、広告取り、広告掲載料の請求及び集金を行い、広告掲載料として年間1,839,200円を納付するものとする。
- (10) 一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。
- (11) その他広報誌制作等に関して疑義が生じた場合は、県と委託業者とで別途協議する。

14 企画提案書等の提出及び問合せ先（事務局）

沖縄県知事公室広報課 広報広聴班 担当：喜屋武

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（県庁5階）

TEL：098-866-2020 FAX：098-866-2467

E-mail: kouhou@pref.okinawa.lg.jp